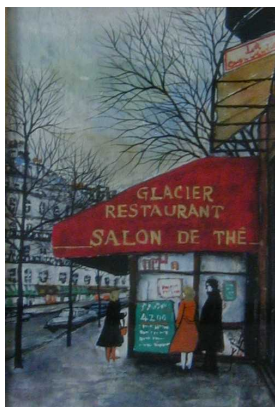


第 139 号

瓦 版 え く れ し あ

～ 集 い の 場 ～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目 次

1. 障害者雇用納付金が 100 名以上の事業所に拡大されます
2. 教育訓練給付金制度が拡充されます(平成 26 年 10 月 1 日から)
3. 解雇予告の取り消しは可能?
4. 無料法律相談会のお知らせ(第 8 回)
5. 北日本電子ほか(外国人研修生)事件判例から
6. 技能実習生賃金不払い容疑で書類送検 - 呉市倉橋町の水産加工会社
7. 1870 万円賠償命令 千葉、中国人実習生死亡で
8. ケラメイコス ジョルジュ・ルオ - 展
9. 本の紹介 四人組がいた。 高村 薫 著
10. 今月の言葉

障害者雇用納付金が 100 名以上の事業所に拡大されます

障害者雇用促進法があるのをご存知でしょうか。この法律の第 37 条は「すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入れに努めなければならない。」と個々の企業に対し雇用努力義務を課しています。努力義務目標として別途障害者雇用率が定められています。これをクリアできない事業主に対しては罰則金(障害者雇用納付金)が定められており、これをクリアしている事業主に対しては報奨金(障害者雇用調整金/報奨金)が支給される旨定めています。平成 27 年 4 月から障害者雇用納付金の支払いが必要となる事業所の規模が常時 200 名以上から、常時 100 名以上の従業員を雇用する事業所に変更になりますのでこの辺りのことを簡単に見ていきます。

【障害者雇用率】

障害者雇用は全ての事業所に対して義務付けられており、雇用しなければならない最低限度の人数は各企業の実態に応じて下表に定める障害者雇用率以上の障害者の雇用が必要とされています。

現在適用されている率は次の通りです。(平成 25 年 4 月以降)

一般民間企業	2.0%	国地方公共団体	2.3%
特殊法人等	2.3%	都道府県等の教育委員会	2.2%

この障害者雇用率を常時雇用する労働者、一般・短時間(週所定労働時間 20 時間以上、30 時間未満)を問わず雇用保険の被保険者となる労働者の合計人数に乗じて計算することになります。この場合次の事項に注意する必要があります。(1 未満は切り捨て)

- ① 健常者・障害者ともに短時間労働者は 0.5 人とすること。
- ② ただし、障害者のうち、重度障害者については前項の人数を 2 倍した数でカウントする。

(短時間は1人、一般は2人となる。)

- ③ 精神障害者については、雇用義務の対象ではないが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができる。

【障害者雇用納付金・障害者雇用調整金・奨励金】

障害者雇用率は全ての事業所に対して適用されますが、それぞれ定められた率で計算した障害者を雇用できていなければペナルティーとしての障害者雇用納付金が課されることになり、それ以上の雇用をしていれば超過人数に対して障害者雇用調整金が支給されます。ただ、これらが対象となる事業所は、平成26年度までは常用労働者数200以上の事業所が対象とされていましたが、平成27年度からは100人以上の事業所まで拡大されることになっています。但し、常用労働者が100名前後で推移している事業所の場合には、100名を超える月が5か月以上あれば対象となります。

障害者雇用率を達成しているかどうかは、各月初日の常用労働者数に障害者雇用率を乗じて各月毎に計算し、12か月分を合計して過不足を計算することになります。

ただ100人未満の事業場であっても一定以上の障害者を雇用していれば奨励金が支給されます。

障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主)	不足 1名につき	月額 5万円	常用労働者 100名以上
障害者雇用調整金(雇用率達成事業主)	超過 1名につき	月額 2万7千円	
奨励金	超過 1名につき	月額 2万1千円	100名以下

※障害者雇用納付金については軽減措置があります。

①200人超300人以下の事業所は、平成27年6月まで4万円

②100人超200人以下の事業所は、平成32年3月31日まで4万円

※奨励金は、常時雇用する労働者の数が100人以下の月が8か月以上ある事業所が対象になり、障害者の雇用率が4%以上又は1年間72名以上何れか多い数を超えた人数が対象になります。

【障害者雇用に関する助成金】

次の三つの助成金を紹介します。この三つの助成金はすべて受給することが可能です。

(1)障害者トライアル雇用奨励金

- ①トライアル期間終了後も継続雇用することを目的とした求人をハローワークにすること。
- ②トライアル雇用期間は3か月間(短時間労働者の場合12か月間)
- ③奨励金は各月の出勤日数を所定出勤日数で除した割合で違います。75%以上出勤で4万円/月、短時間は2万円/月

(2)特定求職者雇用開発助成金

- ①身体・知的障害者だけでなく、60歳以上65歳未満の者や母子家庭等も対象となっています。
- ②ハローワークを通じて雇用すること
- ③身体・知的障害者は6か月ごと3回(中小企業45万/回、それ以外25万/回)(重度は別)
- ④前号以外の者は6か月ごと2回(中小企業45万/回、それ以外25万/回)

(3)障害者初回雇用奨励金(ファーストステップ奨励金)

- ①障害者雇用の経験のない中小企業(50~300人)が雇用率制度の対象となる障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に支給されます。(50名未満は障害者雇用義務が無いため除外)
- ②65歳未満の身体、知的、精神の障害者雇用が対象になります。
- ③ハローワークを通じて雇用する必要があります。
- ④1人目を雇用した日の翌日から3か月後の日までに障害者雇用率を達成する必要があります。(トライアルを利用したらその日から)
- ⑤支給額は120万円です。

(参考) 一般企業での必要障害者雇用数

常用労働者数	障害者数	常用労働者数	障害者数
50~100人未満	1人	200~250人未満	4人
100~150人未満	2人	250~300人未満	5人
150~200人未満	3人	300人以上	6人以上

教育訓練給付金制度が拡充されます (平成 26 年 10 月 1 日から)

教育訓練給付金制度は従来からありましたが、今回新たに専門職大学院や看護師や社会福祉士などの資格取得のため専門学校などで教育(1 年以上 3 年以内の期間)を受ける場合に支給される専門実践教育訓練給付金が新たに設けられました。また平成 31 年までの時限措置ですが、この訓練を受ける失業中の人(訓練開始時 45 歳未満)に対して教育訓練支援給付金が訓練期間中支給される制度も設けられています。

なお、この教育訓練給付金制度の利用を検討される場合には、事前にハローワークに資格また事前の手續等を確認してください。

※ ハローワークインターネットサービスのサイト

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

【一般教育訓練給付金】

雇用保険被保険者期間が 3 年以上ある人を対象として制度で、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に教育訓練機関に支払った金額の 20%相当額が給付されます。但し、上限額は 10 万円で 4 千円以下の場合は支給されません。

※ 第 1 回目の受給に当たっては当分の間 1 年間の被保険者期間があれば受給できます。第 2 回目以降は 3 年間経過している必要があります。但し、平成 26 年 9 月 30 日以前にこの給付を受けた者は 3 年間の期間が必要となります。

【専門実践教育訓練給付金】

雇用保険被保険者期間が 10 年以上ある人(在職中と離職後 1 年未満の人)を対象とした制度で、厚生労働大臣が指定した講座を受講した場合に教育訓練機関に支払った金額の 40%相当額が給付されます。この場合の上限額は 1 年間 32 万円(最高 3 年間で 96 万円)で 4 千円以下の場合は支給されません。

但し、受講終了後、資格取得し、受講修了日の翌日から 1 年以内に一般被保険者として雇用された人又はすでに雇用されている人に対しては、教育訓練経費の 20%に相当する額が追加して支給されます。併せて支給される場合の限度額は、3 年間で 144 万円、2 年間で、96 万円、1 年間で 48 万円です。

※ 第 1 回目の受給に当たっては当分の間 2 年間の被保険者期間があれば受給できます。第 2 回目以降は 10 年間経過している必要があります。平成 26 年 10 月 1 日以後に一般教育訓練給付金やこの給付を受けた者は 10 年間の期間が必要となります。

※ 8 月に決定された講座のうち広島県内には、大学院関係の臨床心理 2 年コース(通学・広島市)、介護福祉士 2 年コース(昼間・広島市 1 施設)、歯科衛生士 3 年コース(昼間・広島市・福山市各 1 施設)しかありません。他県の施設ですが、通信制コースとして美容師 3 年コースが 3 施設、理容師 3 年コースが 1 施設あります。

※ 専門実践教育訓練指定講座一覧(8 月決定分)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000054800.pdf>

【教育訓練支援給付金】(平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置)

初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する人で、受講開始時に 45 歳未満など一定の要件を満たし、訓練期間中、失業状態にある場合に支給されます。当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当日額の 50%程度が 2 か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額が支給されます。

解雇予告の取り消しは可能？

先日、半年前に事務職として採用された人が経営不振を理由に同じ市内にある施設への転勤を打診され、転勤できなければ月末で解雇にすると言われ、転勤予定先の見学に連れて行かれたとの相談がありました。本人には転勤する意思がないため解雇を受け入れると回答すると「退職届を書いてもらいたい」と言われたとのことでした。会社がなにを考えてこうした発言をしたか分かりませんが、解雇と自己都合退職との違い、また会社を辞める時の労働法の知識がなければ会社の指示に従って退職届を書いて不利益を蒙る人もいるかもしれません。ちなみに、労働基準法第22条第2項は、「労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。」(罰金30万円)と定めています。

私自身、顧問先から労働者に問題があるので解雇したいとの相談があると、可能な限り話し合いを持って円満な退職とするよう指導しています。解雇となると何らかの助成金をもらおうとした場合、過去3か年会社都合による解雇が無いことが前提条件としてあることもあります。こうしたことを踏まえて会社は退職届を書くように言ってきたのでしょうか？労働者側からの解雇の取り消し要求は珍しくありませんが、会社の自発的な解雇予告の取り消しは珍しい話です。それが助成金目的のものであれば何れは自己都合退職に追い込まれることは目に見えているといえます。労基法第20条は解雇予告の手続きについて定めているだけでこうした取り消しについては何も触れていません。しかしこの条文の取扱についての疑義に労働基準局長が回答した通達には「使用者が行った解雇予告の意思表示は、一般的には取り消すことを得ないが、労働者が具体的事情の下に自由な判断によって同意を与えた場合には、取り消すことができるものと解すべきである。」(昭25.9.21 基収2824号)とあります。これは民法第540条「契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。 / 2 前項の意思表示は、撤回することができない。」を踏まえてのものであります。ただ、こうした知識がなければ、会社の手玉に取られて労働者が泣かざるを得ない羽目に陥ってしまいます。

「無料法律相談会」のお知らせ(第8回)

会場 広島市中区鞆町4-42 カトリック鞆町教会 多目的ホール
日時 **平成26年11月30日(日)** 13時00分～17時(受付終了は16時)
※ 教会の駐車場は使用できません。

相談員 **弁護士**：近藤 剛史 **税理士**：万徳 由美子
弁護士：未定 **社労士**：小松 公寛
弁護士：未定

共催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先	千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
	電話 082-962-0286
	広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

北日本電子ほか(外国人研修生)事件判例から 金沢地裁小松支部平 26. 3. 7 判決 (労働判例 No.1094)

先日送られてきた「労働判例」の中に、外国人研修生を労働者と認定し、時効また協同組合を含めた慰謝料について興味を引く判例があったので簡単に紹介します。

【研修生の労働者性が認められた】

「被告会社は、原告に対し、研修実施予定表に従った研修をしておらず、また、残業も命じていたのであるから、原告は形式的には「研修生」であったが、実態に照らすと労働者であったと認められる。」と判断を下しています。通常、労働者であるか否かが争われる場合には、①指揮命令下に労働を行っていたか、②労務の対価として報酬が支払われていたか、の二点を中心として労働者性の有無が判断されます。この裁判では、指揮命令下の労働と言った問題には触れず、技能実習生制度を逆手にとって制度で定められた運用ができなければ形式的には研修生であっても実態としては研修生と認められないとしています。また労務の対価としての報酬については、研修時間終了後も居残りをして自主的な予習復習をしていたので、それに対して小遣いを渡していたという会社の詭弁を不自然として退け、それを労務の対価として残業代を支払っていたとしました。

(1)実務研修予定表との違い

月	実務研修時間	研修実施予定表の時間
平成 22 年 1 月	実務研修 117 時間	実務研修 89 時間
	非実務研修 49 時間 30 分	非実務研修 44 時間
平成 22 年 2 月	実務研修 117 時間 10 分	実務研修 127 時間
	非実務研修 44 時間 10 分	非実務研修 46 時間
平成 22 年 3 月	実務研修 135 時間 40 分	実務研修 127 時間
	非実務研修 44 時間	非実務研修 46 時間

(2)残業代について

「平成 22 年 1 月以降はタイムカードに残っていた時間を鉛筆で記載していたことが認められる。この点について、乙山は、残業代ではなく自主的に行っていた予習復習に対して 1 時間当たり 600 円の小遣いを与えていたと供述するが(<証拠略>、被告会社代表者本人)、そのようなことに対してタイムカードに時間を記載させ、小遣いを与えることは不自然であるといわざるを得ない。むしろ、原告が残っていたことに対して一定の割合で金員が支給されたのは残業代であるとするのが自然である。また、タイムカードに記載された鉛筆書きの時間は消去されているが(検証の結果)、各月ごとの集計をうかがわせる記載や「残」の文字を読み取ることができ、このような記載からもタイムカードで残業代を把握していたものと認められる。」

【研修期間中の未払い賃金】

所定内・所定外を合計した未払賃金 86 万 2395 円とそれに対する遅延損害金 9 万 8157 円の支払いが命ぜられました。研修生ではなく、労働者と認められたため、研修手当と最低賃金で計算された金額との差額は所定内未払い賃金とされています。

【会社等の不法行為・慰謝料】

強制帰国未遂を始めとし、パスポートや預金通帳の取り上げ、また様々な行動の自由の禁止などの人権侵害や協同組合の職務懈怠等に基づく不法行為が認められ会社と協同組合に慰謝料の支払いが命じられています。

この事件の発端は、組合規則違反による強制帰国が原因で、支援団体によって空港で保護されたことにあります。強制帰国の原因となった規則違反とは、「日本に住んでいる中国人との交

流を、禁止します。(日本に在住の親戚・兄弟・知人)」に違反したことでした。これに対して研修生は社長を始めとした関係者に謝罪をしましたが、かつて研修生としてこの会社に勤めていた中国人のリーダーが謝罪を受け入れず、強硬に帰国を主張したことから帰国させられることになりました。組合規則の禁止事項は 42 項目あり、これらに違反した場合は費用は自己負担で帰国させるとされていました。判例に記載されたものを挙げると、「日本人との交流を禁止します。(仕事以外)」、「会社・五光が許可した車以外に、乗車してはいけない。」、「決められた地域以外に外出するときは、外出願いを提出しなければならない。(会社・社長)」などが定められていました。こうした規定に基づいて、かつて会社に勤務していた中国人と会ったと言うそれだけの理由では、雇用契約書に定める、「やむを得ない事由」にも「技能実習生の責めに帰すべき事由」にも該当するとは認められないから、被告会社による原告の解雇は無効であるといえる。」とされ、3年の期間が満了する平成 24 年 11 月までの賃金の支払いを命じています。

協同組合の責任については、「本件では、A は通訳を同行させて本人と面談することをほとんどしておらず(承認 A の尋問調書)、原告に関しては直接聴取した形跡が全く窺われない。そうすると被告組合は、前記(2)及び(3)について被告会社の行為を知らなかったとしても、監査義務を懈怠していたといわざるを得ない。」とされています。

こうした不法行為に対して、「被告らの違法行為の内容、態様、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すれば、原告の受けた精神的苦痛を慰謝するには 100 万円(請求は 20 万円)が相当であり、弁護士費用は 10 万円(請求は 20 万円)と認めるのが相当である。」とされました。

【消滅時効援用が権利濫用とされた】

会社が未払い賃金について消滅時効を援用したことに対して、「被告会社は、本来研修生であった原告を労働者と同様に扱って、それによる利益を享受した上、残業の事実が発覚しないよう隠蔽したほか、原告に対して違法行為をしておきながら、未払賃金を請求されるや消滅時効を援用することは信義則に反すると言わざるを得ない。他方、原告は、強制帰国させられそうになってから約 2 か月後に本件訴訟を提起しており、長期間権利の行使を怠ったという事情も認められない。そうすると、被告会社による消滅時効の援用は、権利を濫用するものとして許されないと言ふべきである。」と 2 年間の消滅時効を認めませんでした。

技能実習生賃金不払い容疑で書類送検

呉市倉橋町の水産加工会社

呉労働基準監督署は 22 日、呉市倉橋町の水産加工会社「宮原水産」と代表取締役(56)らを労働基準法違反の疑いで地検呉支部に書類送検した。発表によると、同社は、ちりめん加工やカキ打ち作業をさせていたインドネシア人と中国人の技能実習生 8 人に 2013 年 1 月～14 年 4 月、労使協約の規定時間を超過する時間外労働や休日労働をさせ、適切な賃金を支払わず、同署に虚偽の報告をした疑い。不払い額は計 82 万近くで、支払い済み。1 か月の最長労働時間は 346 時間で、時給 500 円だけで時間外の割増賃金を支払っていなかったという。

読売新聞 H26.9.22

広島県の水産業は技能実習生と日系フィリピン人を含めて問題の多い業界です。日系人については、社会保険や労働保険が無視されている問題それに関連して国民健康保険未加入や住民税滞納の問題、中には所得税が控除されていない賃金明細書もあります。直接話を聞く事はあっても恐怖感が強く立ち消えになってしまいます。水産業関係の技能実習生問題でスクラムユニオンが裁判の準備を進めていると聞いています。残業代を支払わない為の書類の偽造など問題が多いとのことでした。

1870万円賠償命令 千葉、中国人実習生死亡で

2014.9.30 19:45 産経ニュース

千葉県銚子市の水産加工会社で同僚（41）に殴られ死亡した中国人実習生の男性＝当時（23）＝の遺族が、同僚と勤務先の会社に計約5500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、千葉地裁は30日、同僚と会社に計約1870万円の支払いを命じた。

広谷章雄裁判長は判決理由について「以前から2人の関係は良好ではなかったが、当時、実習生が同僚に危害を加えるような状況にはなかった」などと指摘。「防衛行為だった」とする同僚の主張を退けた。暴行は業務時間に発生したとして会社の責任も認めた。

判決によると、実習生と同僚は2011年10月29日、それぞれが運転していたフォークリフトが接触し口論となり、実習生は首の辺りを鉄製の棒で殴られ、死亡した。

同僚は傷害致死の罪で懲役5年の判決を受け服役中。

【指宿弁護士のコメント ～ 移住蓮メーリングリストから転載】

2011年10月29日、銚子の水産加工会社で、中国人技能実習生が日本人従業員に鉄製の棒で殴られて死亡した銚子事件で、昨日、加害者と会社に対して1870万円の損害賠償を認める判決が出ました。

判決は、本件暴行が、会社の事業所内において、業務時間内に発生したものであり、そのきっかけは、加害者の運転するフォークリフトと被害者が運転するフォークリフトの接触事故によるものであること、加害者と被害者が互いに悪感情を持っており、本件暴行はこれが発展したものであるが、両社の関係は会社の従業員であることを前提にしたものであり、関係が良好でないのは、両社と一緒に作業をした際などに、加害者が被害者の作業内容に注意し、これに被害者が反発して従わなかったからである、として本件暴行は「事業の執行について」（民法715条1項）なされたものであると判断して、会社の責任を認めました。

過失相殺は認めませんでした。

逸失利益は被害者の来日前（製薬会社の営業職）の賃金（年収約113万＝中国農村部の賃金としてはかなり高い）を基準にし、技能実習と同じ水産加工業の賃金（被告からは年収約16万円程度という資料が提出されていた）を基準にしませんでした。中国の物価上昇や賃金上昇などを考慮して、日本における被害者に実収入（年収約204万円）を基準にするか、少なくとも賃金センサスの3分の1（183万円）を基準にすべきだとする原告の主張は認められませんでした。

慰謝料は1300万円が認められました。判決中には明記されていませんが、日本人独身男性の赤本基準（2000万～2200万円）のうち、精神的苦痛を慰藉するための性質を有する部分を約半分（1000万円程度）と考えて、これは全額を認め、被害者の財産的損害の算定が困難な場合の補完・調整的な役割や遺族の生活保障としての役割を果たす部分が残りの半分と考えて、その3分の1（300万円程度）として、合計1300万円としたものであると思われます。

弁護団は、板倉由実弁護士とでした。会社が破産手続きに入っているため回収の難しい事件ですが、比較的妥当な判断を得たと考えています。 指宿

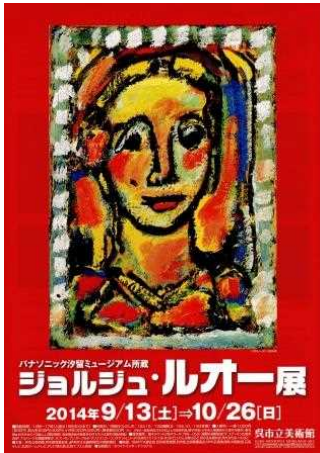
【コメント】

裁判に勝っても補償が得られないということに悔しい思いがします。この会社の倒産は、経営が行き詰ったためなのか、補償を免れるためなのか分かりませんが、スクラムユニオン広島の中国人技能実習生問題でも同様の問題が発生しています。この例では。会社を潰し、社員に事業継承させて債務から逃れながら実質オーナーとして運営に当たっています。新しい会社でも技能実習生を引き続き使用しています。問題提起した技能実習生達には残業をさせない報復措置を取ったため3年を間近にひかえた9月の終わりに1名帰国し、残りの2名は10月に帰国します。問題提起しなかった技能実習生達は恐怖感からあきらめているようです。これらに限らず外国人蔑視と使い捨て労働者との意識が受入機関の常識と考えたくなる例がよくみられます。

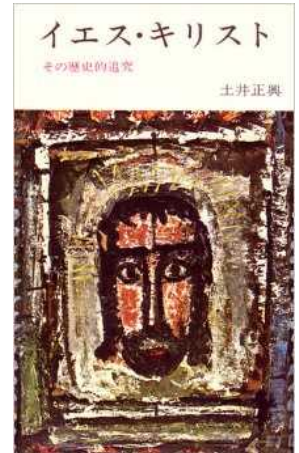
ケラメイコス

ジョルジュ・ルオー展

呉市美術館 2014年9月13日～10月26日 開催中



ルオーの絵に関心を持ったのは、学生時代に読んだ「イエス・キリスト」(土井正興著)の表紙にルオーの描いたイエスの顔の絵が用いられていたことからでした。それ以来、ルオーと言う画家に関心を持ってきていました。著者自身、信仰とは全く正反対の立場に立つ研究者でローマの奴隷反乱を専門にしていたので、当然その延長線上にイエスの活動を捉えています。要するに、底辺にあえぐ民衆の支持を得たローマ帝国に反抗する民族主義者、民衆指導者としてイエスを



描いています。思想的な立場や学問的な問題は別としてその視点は新鮮なものでした。こうした現実の世界の中でのた打ち回ったイエスを端的に表すものとして表紙にルオーの大きく目を見開き、悪党面をした絵は印象的でした。この絵からはふてぶてしさと何かしら自身の無さを感じさせられます。数見ているわけではないのですが、この絵はルオーの描くイエス像では例外なのかもしれません。この展覧会に出展されているものまたその他の写真を探してみても、目を開いている絵もそうでない絵も穏やかで、静かな気品に満ちた感じを受けます。ルオーの心の中の変遷なのかもしれません。まとまった作品を見る事でさまざまな気づきがあるのも楽しみの一つです。



呉の美術館は坂を上りきる少し手前にあります。この坂は「美術館通り」として日本の道100選に選ばれています。樹木に覆われたトンネルの中の赤レンガ敷の歩道には彫刻が一定間隔ごとに置かれており、その途中には海上自衛隊音楽隊の赤レンガ造りの建物もあったりと雰囲気の良い通りです。訪れたのは土曜日でしたが観賞に来られる人も少なくゆっくりと眺めることが



ができました。

左の絵はこの展覧会で印象に残った裁判官とイエスの横顔です。我々凡人では沈黙考なのかもしれませんが、何も考えない禅の達人の境地と同じところでしょうか。ビッグバンで卵が産まれた境地??

本の紹介

4人組がいた。

高村 薫 著 文藝春秋 1,620円

この「4人組がいた。」の主人公は、山奥の過疎集落で暇を持て余して「第一に、善人なんて反吐が出る。私らは退屈な善人にはなる気もないし、善人であったこともない、— ああいや、ポンポコたちは別。山の生きものはみな友だちだ。しかし、人間は嫌い。社会秩序も嫌い。勤勉や労働はとんでもないし、嘘もつけば、人も騙す。ひるがえって好きなものは—に金、二に金、三四がなくて五に異性、もしくは美食、もしくは名誉といったところだ。」と豪語している年寄りたちです。この物語の中には、高齢化社会を迎えたまた訳の分からない文化が蔓延した社会にうごめいている様々なモノが詰め込まれています、それらに絡めてタヌキや豚やだちょうに宇宙人果ては阿弥陀さまも閻魔さまも登場させて笑いのネタにしています。

過疎の山奥を舞台にしてタヌキやキツネに化かされた話が当たり前だった世界や梨木香歩の「冬虫夏草」の自然と人間が混然一体化した薄ら闇の世界から現代版の様相に一変させた世界。確かに、私たちの周りを見回してもテレビを見てもお化けに取り巻かれており、人を切り刻む事件も珍しくなく、くびきり映像がU-tubeで拡散する世界を眼の前にすればドタバタバラエティーの方がすんなりと受け入れやすいといえます。AKB48を模した子だぬき達TNB48の最終公演応援ツアーは圧巻でしたし、最後は、憂さ晴らしに人間界に来た阿弥陀さまと閻魔さまに地獄と極楽ツアーに招待されてしまいます。そのあたりは、アミダさまが「でもね、それだけじゃないの。正直、善男善女しかない浄土って退屈なのよね。救われた歓喜や幸福な安寧なんて、たまにしかないからありがたいんであってね、無量劫の時間の全部が喜びだけだなんて、マジで地獄よ。喜怒哀楽のある地上世界って、ほんと最高。」退屈な浄土に楽しみをもたらすため4人組を招待したい、閻魔さまも同様に招いています。ここで最初の言葉が述べられ、招待に応じて消えていきます。続編はあの世の善人や悪人とのドタバタでしょうか、それともアホらしくなって帰ってくるのでしょうか。

言葉

「ある人がエルサレムからエリコに下って行く途中、強盗どもが彼を襲い、その着物をはぎ取り、傷を負わせ、半殺しにしたまま、逃げ去った。するとたまたま、ひとりの祭司がその道を下ってきたが、この人を見ると、向こう側を通って行った。同様に、レビ人もこの場所にさしかかっていたが、彼を見ると向こう側を通って行った。ところが、あるサマリヤ人が旅をしてこの人のところを通りかかり、彼を見て気の毒に思い、近寄ってきてその傷にオリーブ油とぶどう酒とを注いでほうたいをしてやり、自分の家畜に乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。翌日、デナリ二つを取り出して宿屋の主人に手渡し、『この人を見てやってください。費用がよけいにかかったら、帰りがけに、わたしが支払います』と言った。

この三人のうち、だれが強盗に襲われた人の隣り人になったと思うか。

彼が言った、「その人に慈悲深い行いをした人です」。

そこでイエスは言われた、「あなたも行って同じようにしなさい」。

ルカによる福音書 第10章 第30節～第37節

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成26年10月 1日 発行